

教育・保育給付認定申請、保育所等利用申込ガイド

令和5年度（2023年度）の認可保育所などの入所申込受付を下記のとおり実施します。

令和5年（2023年）4月から令和6年（2024年）3月までの期間に入所を希望される方は、下記をご覧いただき、お申込みください。受け入れ開始は、月齢おおむね6ヶ月から（※）です。

（※受け入れにあたっては、哺乳瓶を使用しますので、母乳のみの場合は受入ができません場合があります。）

令和4年度（2022年度）の入所申込中で保留となっている人や令和4年（2022年）12月以降に入所希望している人も、再度お申込みください。

申込できる児童

保育所等を利用できるのは、保護者のいずれもが、下のいずれかの事由に該当する場合となります。

保 育 の 必 要 性 の 事 由	就 労	家庭外・家庭内及び時間帯を問わず就労し、家庭での保育ができない場合
	妊娠・出産	妊娠期や出産の前後に保育ができない場合
	疾病・障がい	疾病や障がいにより保育ができない場合
	介護・看護	同居又は入院している親族の介護・看護をするため保育ができない場合
	災害復旧	火災や風水害などにより災害の復旧にあっている場合
	求職活動	求職活動により保育ができない場合（開業準備を含む）
	虐待・DV	家庭内での虐待やDVにより、保育ができない場合
	就 学	学校や職業訓練等により保育ができない場合
	そ の 他	上記の他、保育所等での保育が必要であると認められる場合

◎申込が可能な例

- ・令和5年4月から令和6年3月までの期間に入所希望の方
- ・育児休業明けで職場復帰する方：職場復帰の前月1日から入所希望できます。
※ 出産前の場合も、一斉申込受付期間中は申請が可能です。
- ・益城町へ転入予定の方：転入することがわかる書類を添付できる場合は申請できます。
※ 転入予定先が未定の場合も、一斉申込受付期間中は申請が可能です。

申込受付期間

◆一斉申込受付期間：令和4年 11月7日（月）～12月9日（金） ※土、日、祝日は除く

【受付時間】 8時30分から17時15分まで

※12月1日（木）、12月8日（木）のみ、19時30分まで延長

【受付場所】 益城町役場仮設庁舎1階 ③こども未来課

◆一斉申込受付期間を過ぎてからの申込

一斉申込受付期間を過ぎた後も、随時受付しております。

利用を希望される月の前々月の末日までにお申込みください。＜例：6月入所→4月末日まで＞
ただし、一斉申込受付期間中に申込みされた方を優先して入所決定を行います。

【問い合わせ先】 益城町役場 こども未来課 保育係 TEL096-286-3117（直通）

教育・保育給付認定申請及び施設利用申込手続に必要なもの

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書 及び 保育所等入所申込補助票
(こども未来課で受取または町ホームページより取得してください)
2. 個人番号(マイナンバー)届出書
(こども未来課で受取または町ホームページより取得してください)
3. 申請者のマイナンバーが確認できるもの(下記のいずれか)
 - ・マイナンバーカード
 - ・通知カード等(住民票に記載されている氏名、住所等が一致しているもの)
 - ・個人番号が記載された住民票

マイナンバーが確認できるものがない場合は、課税証明書が必要になる場合があります。
4. 申請者の写真付の公的な本人確認書類(免許証、パスポート等)
※写真付でない場合は2点必要となります。(例:保険証と国民年金手帳等)
5. 保育の必要性を証明する書類 ※父、母、同居の60歳未満の祖父母分が必要です。

保育を必要とする事由		提出書類	備考
就 労	被雇用者 就労予定者	就労証明書	勤務先に記入してもらってください。 (証明日が、申請日から3か月以内のものに限ります。)
	農業・自営業等	・就労証明書 ・農業・自営業等の状況が 確認できるもの	最新年分の確定申告書(第1・2表)控えの写し、 営業開始届の写しなど (証明日が、申請日から3か月以内のものに限ります。)
妊娠・出産		母子手帳の写し	保護者の氏名と出産予定日がわかる部分
保護者の病気		診断書(様式有)等	児童の保育ができない理由及び保育ができない 期間の記載が必要
保護者が障がい等をお持ちの場合		身体障害者手帳等の写し	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳 の写し
同居親族等の 介護・看護		・介護・看護申立書 ・診断書等	診断書、障害者手帳・要介護認定証の写しなど 介護や看護が必要であることがわかるもの
求職活動		求職活動申立書	求職活動による入所は、原則3ヵ月となります。
就学		・在学証明書(合格通知等) ・カリキュラム(時間割等)	在学証明書に利用している在学期間、就学時間 がわかるもの

※ 様式は、こども未来課または町ホームページより取得してください。

6. その他の必要書類

保護者等の状況	提出書類	備考
転入予定の人	・転入予定申立書 ・お住まいの自治体発行の 住民票(マイナンバー記載) ・建築確認、契約書の写し等※	※益城町での住所及び転入する人の氏名がわ かる部分をコピーしてご提出ください。 (転入予定先が未定の方は、一斉申込期間内のみ申 込可能です。転入先が決まり次第、建築確認、契約書 の写し等を提出ください。)

教育・保育給付認定（保育の必要性、必要量）について

保育所等を利用するには、お住まいの市町村からお子さまの年齢や保育を必要とする事由に基づき、「教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定申請は、利用申込とあわせて受付いたします。（書類は同じものです。）

また、保育の必要量（施設の利用可能な時間）について、その就労時間などに応じて「保育標準時間」、「保育短時間」の2区分に認定します。

教育・保育給付認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所・地域型保育事業 認定こども園（保育所部分）

教育・保育給付認定申請に対する結果は、一斉受付期間中に申し込まれた方へは、**2月下旬頃に通知する予定です**ので、予めご了承ください。

教育・保育給付認定が認められた場合は「支給認定証」、認められない場合は「支給認定却下通知」を送付いたします。教育・保育給付認定が認められなかった場合には、保育所等の利用ができない状況であるため、施設利用の結果については通知をいたしません。

転入予定者につきましては、「支給認定証の有効期限の開始日」または「転入手続き終了後」のいずれか遅い日から有効となります。

【ご注意ください！】 「教育・保育給付認定の結果」と「施設利用の結果」は、別物です。

施設利用の選考及び結果について

ご提出いただいた申込書類に基づき入所基準の審査を行い、入所者を決定します。

ただし、入所希望者が定員を超える場合には、4～5ページの「保育所等入所に関する取扱いについて（令和5年度（2023年度）」に従い、優先順位の高い人から順に入所を決定します。

申込状況によっては、入所を保留とさせていただきますので、ご了承ください。

◆入所者の決定時期について

入所者の決定時期につきましては、下記を予定しております。結果については、決定後、随時書面にて通知いたします。

なお、文書発送前のお電話でのお問い合わせにつきましては、お答えできません。

入所希望月	申込日	文書発送（予定）
4月	一斉申込受付期間 内	令和5年2月下旬
	一斉申込受付期間 後	令和5年3月10日頃
5月以降	申込日に関わらず	入所希望月の前月の10日頃

保育所等入所に関する取扱いについて（令和5年度（2023年度））

1. 保育所等入所基準

保育所等へ入所できる基準は、保護者が児童の保育ができず、教育・保育給付認定申請により保育の必要性の認定を受けた場合で、次の表による点数が多いものを優先します。

◎保育の利用に関する優先順位については、以下の方法により決定

計算式	①保育必要理由の点数 + ②調整利用事由（ア） 上記（計算式）にて父母の合算により判定する。
-----	---

◎施設の選択に関する優先順位については、以下の方法により決定

計算式	①保育必要理由の点数 + ②調整利用事由（イ） 上記（計算式）にて父母の合算により判定する。
-----	---

2. 保育の必要性の確認について

申込時に提出いただいた書類により確認いたします。

【① 保育必要理由】		点数	保育必要量
就 労	1月当たり140時間以上の就労	10	保育標準時間
	1月当たり120時間以上140時間未満の就労	9	
	1月当たり100時間以上120時間未満の就労	8	保育標準時間 保育短時間
	1月当たり 80時間以上100時間未満の就労	7	
	1月当たり 64時間以上 80時間未満の就労	6	保育短時間
	1月当たり 52時間以上 64時間未満の就労	5	
妊娠・出産	出産予定日の前後8週間の入所	8	保育標準時間
疾病・障害	入院中または重度の障害があり保育ができない保護者	10	保育標準時間
	自宅療養中または軽度の障害があり保育ができない保護者	8	
介護・看護	入院の付き添い おおむね1か月以上看護	8	保育短時間
	重度（1・2級）障がい者の看護	8	
	寝たきり老人の介護	8	
	その他の者の介護	6	
災害復旧	火災や風水害などにより災害の復旧にあっている場合	10	保育標準時間
求職活動	求職活動中（開業準備を含む。）	4	保育短時間
虐待・DV	虐待やDVを受けている場合や、受けるおそれがある場合	10	保育標準時間
就 学	学校や職業訓練校で就学している場合		就労の時間区分にならう

【② 調整利用事由】		(ア)	(イ)
ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭世帯	17	10
生活保護世帯	生活保護を受けている世帯	15	15
生計中心者の失業	生計中心者(世帯主)の失業により、新たに仕事を探す必要がある場合	7	0
町内の保育所等に勤務する職員の子ども	益城町内の特定教育・保育施設や地域型保育事業所で就労中(予定)のため、家庭での保育ができない場合	就労時間 月120時間以上	12
		就労時間 月52時間以上120時間未満	8
町外の保育所等に勤務する保育士、保育教諭の子ども	益城町外の特定教育・保育施設や地域型保育事業所で就労中(予定)のため、家庭での保育ができない場合	就労時間 月120時間以上	2
虐待・DV	虐待やDVを受けている場合や受けるおそれがある場合	5	0
障がい児	障がいを持っている児童が、保育所での保育を受ける必要性があると判断される場合	5	5
兄弟同時入園	多胎で生まれた子どもや、希望している施設に現に施設を利用している兄弟姉妹がいる場合	5	5
家庭的保育事業等卒園児	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に続けて保育所等施設利用を希望する場合	20	0
	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に連携施設利用を希望する場合	20	20
その他	保育料に滞納がある場合	-10	-10
	前年度の待機児童である場合	1	0
	転入予定で申し込みを行い、転入予定先が未定である場合	-2	-2
	前年度の一斉申し込みにて、申し込みを行った場合	1	0

3. 「入所基準」及び「施設選択の基準」が同点の場合の取扱い

次の補助指数を計算式に加算又は減算し、優先順を決定するものとする。

【③ 補助指数】 (同点の場合のみ加算/減算)		点数
同居親族	同居している親族(60歳未満の未就業の祖父母等)による保育が可能である場合	-1
ひとり親世帯	母子・父子世帯、又はこれに準ずる世帯で町内に祖父母がいない場合	3
家庭の経済的困窮	保育料階層が「A生活保護世帯」または「B市町村民税非課税世帯」の場合	2
	当該年度の住民税均等割課税のみの世帯の場合	1
就労状況等	父母の保育の要件が居宅外の就労の場合で、父母の【①保育必要数】がともに10点以上の場合	1
	単身赴任の場合(町内に単身赴任者の住民票がない場合で、かつ、就労証明書等で勤務地の確認ができる場合)	2
祖父母等の状況	父方の祖父母が県外にいる場合またはそれに準じる場合(どちらか一方が保護者自宅から30km以内にいる場合、及びひとり親世帯を除く)	1
	母方の祖父母が県外にいる場合またはそれに準じる場合(どちらか一方が保護者自宅から30km以内にいる場合、及びひとり親世帯を除く)	1
児童の状況	就労中または就労予定(求職活動は除く)で、認可外保育施設に通っている児童	4
その他	年長児や第3子などその他の保育の必要性に関する調整が適当である場合	1
	その他保育所等での保育を必要とすると町長が認める場合	状況に応じ認定

よくあるお問い合わせ

1. 入所前

◎保育所等の入所基準はどうなっているのですか？

平成27年度より、保育所等を利用する際には、教育・保育給付認定申請を行い、2号認定または3号認定を受ける必要があります。そのうえで教育・保育給付認定申請の際にご提出いただいた書類により、家庭の状況（就労状況、家族の特殊事情等）を数値化して、優先順位を定めていきます。

詳しくは、4～5ページの「保育所等入所に関する取扱いについて」をご覧ください。

◎入所が可能になるのは何歳（何か月）からですか？

生後5か月を経過した翌月1日（おおむね6か月）からとなります。ただし、施設利用にあたっては哺乳瓶を使用するため、母乳のみの場合は受入ができない場合があります。

<例> 5月5日出産の場合には、11月から入所可能となります。

◎現在育児休暇中です。いつから保育所等に入所させることができますか？

育児休業取得期間中は、「保育を必要とする事由」に該当しないため、申込みできません。

ただし、育児休業の終了に伴い職場復帰をする場合については、入所申込みができます。職場復帰の前月1日から入所可能となります。（ならし保育が2週間程度必要となります。）

◎現在妊娠中です。出産後に復職する予定ですが、出生前の子どもについてはいつ申込みできますか？

一斉申込受付期間中は、出生前のお子さまについても申込みできます。職場復帰の前月1日から入所可能となります。（復職予定日の記載された就労証明書の提出が必要です）

一斉申込受付期間を過ぎた場合は、お子さまの出生後にお申込みください。

◎現在仕事をしていますが、申込みはできますか？

現在、保護者が求職中の場合も申込みは可能です。

求職を理由とする保育所への入所は、原則90日となりますので、入所後90日以内に就職し、就労証明書を提出していただく必要があります。もし、入所後90日以内に仕事が決まらなかった場合には、保育所等を退所していただくことになります。その後、再度新規で申込みすることはできます。

また、保護者の病気、障がい、親族の介護・看護等の事情がある方については、保育の必要性を証明する書類が必要になります。詳しくは2ページをご覧ください。

◎益城町に転入予定ですが、申込みはできますか？

お住まいの自治体が発行する住民票（マイナンバーが記載されているもの）と益城町に転入して来ることがわかる書類（建築確認申請や賃貸の契約書など）を申込書類に添付することで申込をすることができます。また、一斉申込受付期間中のみ、転入予定先が未定の方も申込可能です。

◎結果はいつ頃わかりますか？

結果につきましては、文書にてお知らせします。なお、文書発送前のお電話でのお問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。

詳しくは、3ページの「施設利用の選考及び結果について」をご覧ください。

◎入所が保留となった場合、再度申込みしなければいけませんか？

一度申込をいただくと、令和5年度の教育・保育給付認定期間内は、翌月以降も引き続き入所調整を行いますので、再度お申込みいただく必要はありません。

ただし、申込年度が変わる際（令和6年4月以降）は、改めてお申込みください。

◎入所を希望する保育所等の見学は必要ですか？

保育所等の見学は必須条件ではありませんが、見学することをお勧めしています。

2. 入所後

◎就労（復職）予定で入所が決まった場合、入所後に提出する書類はありますか？

入所後に就労実績（復職の場合は、復職年月日）の記載された就労証明書を提出してください。

特別な理由がなく就労証明書を提出しない場合や就労（復職）をしていないことが判明した場合は、退所となる場合もあります。

◎入所した時は就労していたが、退職した場合はどうなるのですか？

今後働く予定がない場合には退所となります。

今後働くつもりであれば、求職活動申立書を提出していただき、継続して入所できます。

（ただし、原則90日となります。）

◎現在、子どもが保育所等に入所していますが、今後出産することになった場合には保育所等に通っている子どもはどうなりますか？

原則、産前・産後8週間は、継続して入所できます。

ただし、産後に育児休業を取得する場合は、出産に伴う継続入所申立書を提出いただきますと、最大で出産の翌月から36か月の継続入所ができます。

申込内容に変更があった場合について

申込をされた後、次の事項に該当する場合は、速やかに益城町役場こども未来課保育係（Tel096-286-3117）までご連絡ください。

- 申込の取り下げをする場合
- 希望保育所の変更または希望順位の変更
- 就労状況の変更など申込内容に変更が生じた場合

入所が保留となった場合

申込状況によっては、入所を保留とさせていただく場合があります。

入所が保留になった場合は、自動的に次月以降の入所選考の対象となり、令和5年度の教育・保育給付認定期間中は調整を続けます。

その結果、入所が決定した場合のみ書面でご連絡いたします。

※申込後、令和5年11月まで入所が保留となっている人や令和5年12月以降に入所を希望されている人については、令和6年度の一斉申込受付期間（令和5年11月予定）に再度お申込みをお願いします。

退所について

以下の場合には、原則、保育所等を退所していただきます。

- 求職活動で90日以内に就労先が決まらなかった場合
- 保育の必要性がなくなった場合
- 教育・保育給付認定申請及び施設利用申込に虚偽があることが判明した場合
- 無断欠席が続いた場合
- 食材料費（給食費）の滞納がある場合
- 町外へ転出した場合
- 期限までに必要書類の提出がない場合

保育料について

保育所等の保育料の算定は、利用児童の保護者の市町村民税額を合算して判定しますが、父母の収入額、就労状況、世帯の状況によっては、同居の祖父母等の税額を合算する場合があります。

目安額をお知りになりたい人は、下記をご覧ください、9ページの保育料表にてご確認ください。

保育料は、9月に切り替えを行います。令和5年8月までは令和4年度（2022年度）市町村民税所得割額、令和5年9月以降は令和5年度（2023年度）市町村民税所得割額を反映します。

＜例＞ 令和5年4月から令和5年8月まで 令和4年度市町村民税課税額
令和5年9月から令和6年3月まで 令和5年度市町村民税課税額 での判定

◆住民税が給与天引きの人（特別徴収）

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与者 以外の合算 所得区分	配偶者 控除額	課税 所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩
----	-------------------------	-------------------------	------------	---	--

★この金額が、保育料を算定する目安となります。ただし、この金額は調整控除を引く前の金額ですので、保育料算定上の所得割額は若干安くなります。

★税額控除前所得割額

◆住民税が給与天引きでない人（普通徴収）

	町民税	県民税	税
所得割合計額①			①
調整控除②			②
住宅借入金等特別税額控除額			
差引所得割額			
均等割額			
計			

「町民税」の列（①―②）が保育料算定上の市町村民税所得割額になります。

【保育料の支払方法】

保育所…納付書（金融機関でのお支払い）または口座振替

保育所以外の施設（家庭的保育事業、小規模保育事業や認定こども園など）…ご利用施設へ直接支払

【幼児教育・保育の無償化について】

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児（4月1日現在の年齢）から5歳児のお子さまは、食材料費（給食費）を除く保育料が無料となりました。

主食（お米など）分と副食（おかず）分の食材料費や教材費などは、園に直接お支払いいただきます。

詳しい金額や支払方法は、施設により異なりますので、各施設へご確認ください。主食については、持参の施設もあります。

0歳児から2歳児までのお子さまも、市町村民税の非課税世帯のみ無償化の対象となります。

【その他】

- 各月の初日が在籍の基準日となりますので、在籍した月は、出席日数にかかわらず1か月分の保育料がかかります。
- 申込後や入所後に婚姻、離婚や同居家族の変更など世帯状況に変更があった場合には、速やかに益城町役場こども未来課までご連絡ください。変更があった翌月から、保育料を再計算します。

階 層 区 分		3歳未満 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)
		保育標準時間	保育短時間	
A 生活保護世帯		0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円
C 市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	8,000円	7,500円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	17,500円	16,500円	0円
D 市町村民税所得割課税額 72,800円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	23,200円	21,800円	0円
E 市町村民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	29,000円	27,000円	0円
F 市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯		29,000円	27,000円	0円
G 市町村民税所得割課税額 133,000円未満の世帯		32,000円	30,000円	0円
H 市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯		35,000円	33,000円	0円
I 市町村民税所得割課税額 235,000円未満の世帯		38,000円	36,000円	0円
J 市町村民税所得割課税額 301,000円未満の世帯		41,000円	39,000円	0円
K 市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯		43,000円	41,000円	0円
L 市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯		45,000円	43,000円	0円

※保育所、こども園、小規模保育事業所、家庭的保育室、幼稚園、児童発達支援施設等に入園中の児童が2人以上いる場合、年齢の高い順に2番目の児童は半額、3番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割57,700円未満の世帯は、年齢の高い順に2番目の児童は半額、3番目以降の児童は無料になります。

※住民税所得割77,101円未満のひとり親世帯等に該当する場合、第2子以降の児童は無料になります。

※同一世帯に満18歳未満(令和5年4月1日時点)の児童が3人以上いる場合、第3子以降のお子さまの保育料は、無料になります。

保育所等の概要

(令和5年(2023年)4月1日現在)

施設	地区	保育所名	所在地	電話番号	定員	連携施設
保育所	広安	町立第1保育所	福富 651	286-4350	100	すくすく保育園益城
	飯野	町立第2保育所	砥川 125-1	286-4040	75	
	津森	町立第3保育所	上陳 361	286-3762	60	
	木山	町立第4保育所	木山 567-1	286-3467	100	すくすく保育園辻の城
	福田	町立第5保育所	福原 529-2	286-2263	75	
	広安	ひろやす保育園	福富 858	286-4400	80	
		ひろやすにし保育園	福富 969	286-9000	80	
		広崎保育園	広崎 869-1	287-5500	100	広崎第二保育園
		空港保育園	安永 1213-2	289-1111	100	第二空港保育園
		のぞみの丘保育園	馬水 568-1-4	234-7987	45	
		はなえみ保育園	馬水 80-1	285-8128	100	ひまわり園 なのはな保育園
	第三空港保育園	◇R5.4月 開園予定	馬水 455-1	289-1111 (空港保育園)	100	第二空港保育園
木山	保育園こころ	寺迫 1021-1	273-9600	100		
認定 こども園	広安	あじさい保育幼稚園	安永 447-7	282-8081	107	
※ 家庭的 保育事業	広安	ひまわり園	広崎 495-1	234-7465	5	はなえみ保育園
※ 小規模 保育 事業	広安	なのはな保育園	福富 665-11	285-1285	19	はなえみ保育園
		第二空港保育園	安永 1213-8	289-2222	19	空港保育園 第三空港保育園
		広崎第二保育園	広崎 978-6	288-6204	18	広崎保育園
		すくすく保育園益城	惣領 856-1	286-1586	12	町立第1保育所
	木山	すくすく保育園辻の城	辻の城 305	289-6245	12	町立第4保育所

◆施設の利用可能な時間について

◎保育標準時間認定 平日・土曜日 7時から18時まで(町立保育所は、7時30分から18時30分まで)

◎保育短時間認定 平日・土曜日 8時30分から16時30分まで

○延長保育(それぞれの認定時間を超えた時間)※別途、保育所等への申請が必要です

町立保育所 平日 19時まで 土曜 18時30分まで

町立保育所以外 平日 19時まで 土曜 18時まで

(すくすく保育園益城とすくすく保育園辻の城は、平日のみ18時30分までとなります)

※家庭的保育事業・小規模保育事業については、0歳～2歳児の保育となります。

3歳になった翌年度からは、幼稚園、保育所等に転園をする必要があります。

それぞれの園に連携施設がありますので、転園の際に連携施設を希望されると優先して入所調整を行います。